

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて提案する。

平成 15 年 11 月 27 日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

協議項目	7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
<ul style="list-style-type: none">・厚田村及び浜益村の農業委員会は、石狩市の農業委員会に統合するものとする。・厚田村及び浜益村の農業委員会委員のうち、選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 2 号の規定により、石狩市の農業委員会委員の残任期間に限り、引き続き石狩市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。	

協 議 調 書
(総 括 表)

協議項目	7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	所 管	議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会
調整の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・厚田村及び浜益村の農業委員会は、石狩市の農業委員会に統合するものとする。 ・厚田村及び浜益村の農業委員会委員のうち、選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定により、石狩市の農業委員会委員の残任期間に限り、引き続き石狩市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。 			

区 分		石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	合 計	
条例定数(選挙委員)		12人	10人	10人		
現 委 員 数	選挙による委員	12人	9人	10人	31人	
	選 任 による委員	組合推薦	2人	2人	2人	
		議会推薦	2人	1人	1人	
任 期		平成14年7月20日～ 平成17年7月19日	平成14年7月20日～ 平成17年7月19日	平成14年7月20日～ 平成17年7月19日		

平成15年4月1日現在

選任による委員の身分については、合併特例法では何ら規定されていないため、石狩市の選任による委員が在任し、厚田村及び浜益村の選任による委員は失職する。

また、現在3市村の区域には「石狩農業協同組合」と「北石狩農業協同組合」の2つの農業協同組合が存在するため、選任による委員のうち、組合推薦の委員については、石狩市において新たに1名選任する必要がある。

参考：市町村の合併の特例に関する法律

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては 80 を超えず 10 を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては 40 を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

- 2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。
- 3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに認証された合併市町村とみなす。
- 4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

編入合併における設置形態別にみる制度の概要

パターン 1-1 及び 1-2 については、新設合併の場合のみの選択肢であるため、この表には掲載しておりません。

1つの委員会を 設置

[パターン 1-3]本則

身分	厚田村及び浜益村の委員のみ失う
選挙	なし
選挙委員定数	12人～20人
任期等	増員する場合は最初の一般選挙の期間から

[パターン 1-4]在任特例

身分	厚田村及び浜益村の委員は失うが、選挙委員は協議で定める定数以内で在任
選挙	なし
選挙委員定数	石狩市の委員 + 協議で定める 40 人以内の厚田村及び浜益村の委員
任期等	石狩市の残任期間

2以上の委員会を設置

合併前の市町村の区域を 区域としない

[パターン 2-1]

在任特例非選択

身分	3市村の委員全てが失う
選挙	設置選挙を行う
選挙委員定数	10～20人以内で定める
任期	3年

[パターン 2-2]在任特例

身分	3市村の選挙委員全てが在任
選挙	なし
選挙委員定数	10～80人以内で定める
任期	1年以内

合併前の市町村の区域を 区域とする

[パターン 3-1]

農委法の特例

身分	3市村の委員全て在任
選挙	なし
選挙委員定数	従来のまま
任期	従来のまま

(参考) 選任による委員の定数は、農業協同組合及び農業共済組合の推薦する理事各 1 名と議会の推薦する学識経験者 5 名以内となっておりますので、いずれの設置形態においても、その委員会の区域に 2 以上の農業協同組合が存在することとなった場合は、それぞれから委員を選任することとなります。